

会津若松市まちづくり市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(取組事項)

第2条 市民会議は、まちづくりをすすめるための一定のルールとしての（仮称）会津若松市自治基本条例（以下「条例」という。）の必要性について議論するとともに、関連する事項について調査、研究及び検討を行う。

(組織)

第3条 市民会議は、次の委員をもって組織する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 市内の各種団体から推薦された者
- (3) 市職員
- (4) その他市民会議が必要と認める者

(議長及び副議長)

第4条 市民会議に議長及び副議長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 議長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、議長が招集する。

- 2 市民会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会議録及び関連資料を含む市民会議の活動状況については、市ホームページ等を通じて公表するなど、広く市民への情報提供に努めるものとする。

(部会の設置)

第6条 市民会議に、専門的な事項を調査検討するため、必要に応じて部会を置くことができる。

(アドバイザー)

第7条 市民会議は、委員以外の学識経験者等をアドバイザーとして置くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(見直し)

第9条 この要綱は、市民会議における議論等を踏まえ、委員の総意のもと見直すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の開催及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。